

開会 午前 11 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第5回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を去る8月4日に開催をいたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の一部改正1件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

まずもって、このたび発生した不祥事につきまして、大変多くの皆様方にご心配、ご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

本日は、第5回小坂町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定1件であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第63号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

去る7月28日に議会議員全員協議会においてご報告申し上げましたが、青い羽根募金の寄附金が平成29年度から令和2年度までの4年間未送金だったことと、令和元年度に亡くなられた消防団員の消防団員等福祉共済死亡共済金が未払いだったという、事務処理を怠ってい

たことによる事務の遅延が確認されました。

また、平成29年度から令和元年度の間、小坂町消防団名義の口座から使途が不明な、不適切な支出が66万3,000円あったことが確認されました。当該職員は、これらが不適切な支出であったと認め、全額弁済しております。

死亡共済金をお届けしていなかったご遺族をはじめ、消防団関係者、町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げる次第でございます。

この問題の責任の所在を明らかにするため、当該職員及び管理監督する職員に対しては、既に7月27日付けで懲戒処分及び文書により厳重注意をしたところでございます。

また、このたびの事案が及ぼした影響の大きさ、重大性を踏まえ、私自身と副町長について本年9月分の給料月額額の10分の1に相当する額を減ずることとし、町としての結果責任を明らかにするとともに、反省・自戒の証にしたいと存じます。

今回の事態を受け、庁内で管理する全ての団体等の通帳について再点検を指示し、同様の事案がないことを確認いたしました。

今後は、再発防止に向け、通帳及び印鑑の管理を含む団体等の会計管理の点検確認について徹底を図り、適正な業務の執行に努めてまいります。

以上、改めて深くおわびを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○8番（鹿兒島 巖君） 8番、鹿兒島であります。

本臨時会に付議されております議題は、ただいま町長からお話があったように、職員の不祥事に伴う特別職、具体的には町長及び副町長の給与等の減額を目的とする条例改正でありますけれども、その是非を論ずる前に、今回の不祥事が起きた要因と再発防止に関わって質問をしたいと思います。

今回の不祥事は、町民団体、各種団体などの数種類の会計処理で不正があったこと、そしてその不正を生じさせた要因として、担当職員単独での金銭処理を可能とした管理監督体制の不備があったことによるものであることが明らかになったわけであります。

そこで、この問題が議会に報告されたのが7月28日ですか、全員協議会の開催をされて、その中で報告があったわけでありましてけれども、実は、私は議会選出の監査委員をさせていただいておりますけれども、この時期は令和2年度の決算審査を行っている期間中でありまして、代表監査委員である熊谷委員と共に、この問題は監査委員としての職務と権限に関わる事項であろうということで協議をいたしました。

そういった中で1つ明らかになったことは、平成24年3月に行った例月監査で、今回の案件に関わるような事項、いわゆる類似する補助金交付関連団体に関わる会計処理に関わって、改善を求める例月出納検査報告を行っていることが分かりました。そして、その例月出納検査報告に対して、同年4月19日付で町長から例月出納検査結果報告に基づく対応についてとする文書回答がなされておりました。

この中で、この検査報告の対応措置の内容を見てみますと、このようになっておりました。各種団体は、ひとづくり・まちづくりの全般にわたって多大な貢献をしており、行政運営で表裏一体の関係であること、少子高齢化や人口減少が進む中で共に支え合う地域社会をつくるためには、まちづくりの主役である町民の参画が何よりも重要であり、各種団体の育成、支援として職員が事務局を担当することについては行政の役割として継続をしていきたいということを前提として、具体的団体等の出納事務について、1、団体の通帳及び印章は課長が管理をする。2、支払い等の必要時にあつては使用目的を確認し、使用を許可する。それで、課長不在の場合は課長補佐が確認をする。3番目、使用後は、通帳の記載内容を確認して、課長が管理をする。以上を直ちに実施する、とする回答であったわけであります。

まさにこの対応がしっかり確実に履行されていけば防げた事項であろうというふうに考えますが、この点、改めてもう一度、こういう内容がいつからどういう形の中でできなくなってきたのかを含めて回答していただければ幸いです。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 私からお答えさせていただきます。

今、8番議員が言われたことにつきましては、平成24年、監査委員のほうからそういう指摘を受けまして、町のほうで今言われたとおりのことを確認したところであります。課長会議でこのことについて確認して、当時は各課長等において各課、各配下の職員にもその通達をしていたところであります。

ただ、今回このような事態が起きたということにつきましては、やはり年月がたって形骸化してしまったということが原因だろうと思います。そこで今回また、遅きに失したわけでありますけれども、今回、改めまして各職員には、通帳管理等につきましてこの徹底を図るようという指示を出させていただきました。なかなか、年月がたつと今までやっていたことを忘れてしまうということもありますので、今後は、折を見て各課長等あるいは職員等にもこのことは徹底してまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 実は、近年のいわゆる地方分権の推進施策の中で、様々な自治体業務が増えてきている、あるいは多種多様になってきております。特に、最近は権限移譲の推進が図られて、県が行っていた業務が市町村に移管されてきているという状況の中で、ますますこの自治体の業務全般が非常に細分化され、煩雑化している、そういう状況があると私は考えております。

一方、人口減少の中で、それでは、そういった業務の多さにかかわらず、職員の配置はどうかという、ある意味では、人口との比較で考えるということの中で、職員の配置が固定化されてきているという現象があるように思うわけであります。

そういう中で、これまでの業務をこれまでの形で執行することでいいのかどうかということについて、絶えず行政改革といえますか、見直しを行っていかなければいけない、業務の内容と配置されている職員等の状況についての検討をしていかなければならないのではないかとこのように思っていたわけでありますが、そういう中で、業務が偏っている状況になっているのではないかとこのことも含めて、ちょっと疑問を感じている、最近そういう状況にあるわけであります。

そういう点で、特に、今年の監査報告をいたしましたけれども、その中で、例えば権限移譲が昨年から今年にかけて非常に多かった状況が見られました。その中で、移譲を受けている職場とそうでない職場のバランスが大分崩れているのではないかと、そういうことも気になったわけでありましてけれども、そういう常日頃の見直しをしっかりとやらないと、やはり職員間の業務のバランスあるいは課長の職務権限の中での業務量、そういうことにアンバランスが生じる中で、やはり十分な目配りができないという、そういう業務実態があるのではないかとこの気がする点もあるわけであります。

したがって、現在の業務量の内容、それから職員の配置の問題、そして、それといわゆる自治体の仕事量といえますか、業務の窓口の広さに対応する業務量と町民の人口の対比の問題、こういったことについて、常に目配りをした全体的な組織運営というものは図らなければならないのではないかとこのように思うわけでありまして、この際、そういう形での業務全般についての見直しということは必要だというふうに思いますけれども、どのように考えますかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） お答えいたします。

職員の配置につきましては、例年、定期人事異動が行われる4月の段階では、事前に各課

長等のヒアリングを行いながら職員の適正配置に努めてきたところであります。

しかしながら、やはりその業務につきましても、ここ最近ではありますけれども、突発的な業務というのも増えてきているのも事実であります。今後、今、8番議員が言われたような内容につきましても常に目配りをしながら、職員の適正配置に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今後の状況も含めて検討は必要だということについての意見を申し上げます。

それから、先ほどの、こういった不祥事が起こらないための体制の問題で、通帳等の管理等、やはり課長がしっかりとという監査委員会としての指摘を行って、当初はそれでやっていくということの中で、しかしそれがやられていなかったという状況、これは課長1人にその責任をとということではないわけでありますので、言ってみれば、複数でしっかりとチェックするという体制が必要だということだと思います。ですから、課長に限らず、今の課長職の中で相当やっぱり守備範囲も広がっているということの中で、課長あるいは課長補佐、そういう職種の中で、複数で対応していくということで対応はできればと思っておりますので、その点を申し上げますと質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか。

5番。

○5番（菅原明雅君） 非常に基本的な質問で恐縮ではありますが、この種の団体会計はどのくらいあるのか、また会計監査はどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

○会計管理者（山崎 明君） それでは、ちょっと私のほうでお答えいたします。

今現在、各課等に町職員が管理している通帳等の洗い出しをしております。ちょっと、今日までの各課との取りまとめになっていますので、まだ正式な数字は出ていませんけれども、金曜日の段階では、現在持っているのが80ちょっとぐらい。多分、全部合わせると100ぐらいまでいくのではないかなというふうには考えております。

それに対して、各種団体のほかに、団体以外の通帳も預かっているものもございますので、各団体につきましても、多分各団体の会計監査を行っておりますので、そのあたりの会計監査が行われていると思いますけれども、それ以外の通帳につきましても、ちょっと中身は一個一個まだ私のほうでも把握はしておりませんので、いずれちょっと取りまとめた段階で中

身の方は確認していきたいなというふうには思っております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 一般会計等と違って議会でも確認できませんので、大変なことだとは思いますが、やはりしっかり把握をしておくということ、現時点で把握していないというのはちょっといかがなものかと思うのですが、問題が起きたわけですので、やはり団体の会計がどのくらいあって、そして団体の会計監査がどうなっているのかということのチェックは少なくともやっぱり今の段階でしておくべきだったのではないかなというように思っています。それが1点。

あと、対策として、先ほど鹿兒島議員が言われたように、私も高校の業務に関わっていましたが、例えば高校入試であるとか、絶対間違っはいけない、間違われない業務に関しては、基本的には複数の目で複数回ということを原則にして、高校入試であるとか重要な問題に関してはチェックするように指示しておりました。やはり1人の目では、どうしても若い職員の場合は、ちょっと借りて後で返すからみたいな気持ちが引き金になって、結果的にこういうような問題になってしまうということがあると思います。やはり複数の目で複数回ということの基本にしていきたいということが1点。

あとは、高校の場合なんかもなかなか把握できない会計ってやっぱりあるわけです。そういう会計に関しては、例えば25日の日に必ず報告するとか、そういうような日にちを決めて、別に報告がなければ報告をしない、なしということでもいいわけですから、そういうような形で、やはり日にちを決めて、日程を決めて、それまでの会計を管理していくというような姿勢が必要なのではないかなというように思っています。

最後、感想になりますけれども、一番悪いのは本人ですけれども、本人も小坂町のために頑張りたいという気持ちで職員になられたのだと思います。そういう若い方々がある意味こういう状況になってしまうというのは非常に残念なことだなと思っています。こういうことがないように、そして若い人を育てていくという視点からも、しっかりした管理体制で臨んでいただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

4番。

○4番（亀田利美君） 全協の中からのいろいろ説明は聞いてきましたけれども、この減給処分10分の1、5か月、3か月、1か月とこうなっているわけですが、この決定はどのようにし

て決定されたのか。

そして、また一つは、副町長はそれでいいと思うのですけれども、町長の10分の1、1か月と、これはあまりにも軽いのではないか、町のトップとしては。それをそのまま今回提案してきているわけですが、その辺も含めて、どのような形で決定したのか説明をお願いします。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 職員の懲戒処分につきましては、まずそのお金の出し入れが頻繁に行われた時期、あるいは一番最初にそれが発覚した時期等、いろいろ、事件を起こした一番最初の時期とかそういうのを勘案しながら、それに携わる職員、課長等の減給等の処分を決定させていただきました。非常に、これを決定するまでの間は長い日数を要したわけでありまして、他の自治体の事例等も参考にしながらこういう決定に至ったわけでありまして。

町長と私の処分等につきましても、同じように他の自治体の例を勘案しながら、このような形で今回議案として提出させていただいたということでありまして、何とぞご理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（目時重雄君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番。

○4番（亀田利美君） 今、副町長から説明は受けました。やはりどう考えても、町のトップの町長が10分の1の減給1か月というのは、私は個人的には納得できません。町民の方もそうだと、いっぱいいると思うのですが、この辺はやはり甘い処分になるかなと。

そういうことから、私はこの件については反対の立場で意見をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私は、今回の提案については妥当なものだという立場で意見を述べさせていただきますと思います。

やはり管理監督、直接的には、私は、管理職、それからその課の中での役割分担をしてい

るそれぞれの立場の者が第一義的には責任を取るべきだとそう思っております。最終的にはやはり町長、副町長というのは責任を逃れるわけにはいかないだろうという立場で、こういうふうな減俸の条例提案ということについては、私はこれもやむを得ない措置だというふうに思います。大体、他の例を見てもこの辺が妥当だというふうに私も思いますので、これについては賛成という立場で討論をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第5回小坂町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時31分